

3 t 塵芥車製造請負 仕様書

この仕様書は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が、新車購入（製造）する3 t 塵芥車（以下「車両」という。）について必要な事項を定める。

1. 車両は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合していること。
2. 車両はごみ収集車に係る安全管理要綱（昭和62年2月13日付基発第60号、各都道府県労働基準局あて労働基準局長発通知文）に適合していること。
3. 車両は、東総地区クリーンセンター2階プラットホーム内まで通行可能であること。また、プラットホームへの侵入は、入口側ランプウェイからとする。
4. 受注者は適切かつ迅速な修理、保守その他アフターサービス及び部品提供等の対応が必要となることから、千葉県内又は隣接都県に自社工場又は協力会社を有する体制が整備されていること。また、自社工場又は協力会社との関係を証明できる書類を入札後に提出すること。
5. 受注者は契約締結後、発注者と協議を行い、承諾を得たのち制作に着手すること。その際に車両の設計図書を提出すること。
6. 台数、納期、納入場所
 - (1) 台数 車両1台
 - (2) 納入期限 令和5年3月31日
 - (3) 納入場所 千葉県旭市ニの5938番地1 旭中継施設敷地内
7. 納車は登録・保管場所の届出完了のうえ行うこと。
8. 車両の納車は、発注者の指定場所にて行い、これに要する費用は受注者が負担すること。
9. 車両の納車時には、燃料を燃料タンク一杯に補給しておくこと。

10. 道路運送車両法に基づく新車登録の手続きの代行（印紙代、証紙代等手数料の支払含む。）を行うものとする。ただし、新車に関する「自動車リサイクル料」「自動車損害賠償責任保険料」「自動車重量税」は入札金額には含まず、別途精算するものとする。
11. 納入に際し、車両の取扱説明書及び完成図面を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。
12. 発注者は納入時に試運転及び運転操作の説明、指導を行うものとし、納入後も発注者の要請に応じて指導等を行うものとする。
13. 完成車両の保証期間以後であっても、設計不良、施工不良により不都合が生じた場合は無償で部品の取替え、修理を行うこと。
14. 軽微な変更等、変更理由及び変更内容が正当な事由によるものと認められる場合は、発注者の指示に従うものとする。
15. 本仕様書に明示しない事項で疑義が生じた場合、発注者と協議の上、決定するものとする。